

様式第3号（第11条第2項関係）

議 事 概 要 書	
第4回 玉野市水道事業審議会	
開催日時	令和8年2月12日（木曜日）13時59分から14時44分まで
開催場所	玉野市役所3階 特別会議室
出席者	玉野市水道事業審議会委員10名 高山委員、本田委員、原田委員、河村委員、小松委員、大内委員、住吉委員、田中委員、浅野委員、三浦委員 事務局7名 岡野建設部長、大賀水道課長、相澤課長補佐、内橋主幹、塚常係長、板野係長、大塚主査
傍聴の可否	可（傍聴人数2人）
審議概要	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>（1）水道料金改定の検討について答申（案） <答申案と新料金表の説明> 前回の合意事項（改定率25.8%）を反映した答申案および料金表案を提示。</p> <p>（事務局） 令和9年度からの改定を想定し、現行料金に25.8%を一律に乗じた料金表を作成した。答申案では、老朽化・耐震化対策の必要性、改定率を低く抑えた経緯、令和17年度末には現預金がほぼなくなる見込みのため数年後に再検討が必要となる点などを明記している。また、料金体系の設定に関しては、用途別を維持するものの、抜本的な見直しは来年度以降に継続審議としたい。</p> <p><委員質疑・意見></p> <p>（委員） 付帯意見の項目に、前回の審議会で記載を要望した「数年後に再度の料金改定が必要になる」という文言が盛り込まれている。これを確認できたので、内容に異議はない。</p> <p>（委員） 答申案に「改定率は低く抑えた25.8%」という表現があるが、これだけではなぜ「低い」と言えるのか市民に伝わらない。複数の案</p>

を検討した結果として、この数字が低く抑えられたものであるという文脈を補足したほうが良いのではないか。

(委員)

地区の役員に意見を聞いたが「安く抑えることはありがたい」との意見がある一方、「何かあってはいけないので、料金改定後も計画的に老朽化改善を進めてほしい」という意見が多かった。

(委員)

付帯意見にある「丁寧かつ分かりやすい説明」について。単に「値上げします」と言うだけでなく、水道事業の現状の課題や老朽化した施設の更新がどこまで進んでいるかという「進捗状況」とセットで市民に伝え、市民の理解も深まるのではないかと。

(委員)

答申案の構成について、理由の欄に書かれている「市民への周知を求める」といった内容は「意見」に近い。また、周知の対象を「市民」としているが、料金改定は「事業者」の活動にも大きな影響を与えるため、文言に加えていただきたい。

また、5年間の算定期間が終わる頃には「必ず見直し検討する」という言葉を個人的には入れてほしい。

(委員)

ホームページ等での広報は、いつ頃から始めるのか。

(事務局)

料金改定は議会の議決事項であるため、来年度の議会での提案・可決を経て、速やかに広報を開始する。

(事務局)

委員からの意見を踏まえ、以下のように修正させていただく。改定率は、複数の案を比較検討した結果として「低く抑えた25.8%」と明記する。

広報の対象に「事業者」を明記し、内容も「更新事業の現状」とセットで、料金検討の必要性を理解してもらえる構成に改める。

「数年後」という表現を「5年経った時点で必ず見直す」という趣旨に変えたい。

(委員)

再確認だが、「必ず見直しをする」という委員の思いは、単なる「理由」ではなく「付帯意見」として、審議会としてのお願いを付

	<p>け加えていただければ。</p> <p>(事務局) 算定期間を5年とした根拠として理由は必要だが、市民・事業者への周知や強い要請については付帯意見と重複する部分もある。構成を整理し、算定期間の理由付けと委員の意見を整合させる形で検討したい。</p> <p>(委員) 本日の意見を受けて答申案を修正することになるが、最終的な文章の確認はどうするのか。再度集まるのか、郵送配布での確認になるのか。</p> <p>(事務局) 修正した答申案を後日、委員全員に郵送する。内容を確認いただいた上で、会長・副会長から市長へ提出する流れとしたい。</p> <p>(会長) 修正作業については会長である私に一任いただきたい。皆様に最終確認をいただいた後、答申書として正式に提出する。</p> <p>(会長) 4回にわたる審議会への協力に感謝する。これをもって全ての議事を終了する。</p> <p>3. 閉会</p>
特 記 事 項	
事 務 局	玉野市建設部水道課（電話 0863-33-9666）